

平成21年第5回教育委員会記録

平成21年3月25日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年3月25日(水) 午後2時00分～午後3時23分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教育人事企画長 種村 明頼

教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一

学務課長 加藤 貴幸 社会教育スポーツ課長 森田 師郎

郷土博物館長 村上 茂 済美教育一長 小澄 龍太郎

済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔
統括指導主事

中央図書館長 和田 義広 中央図書館長 末木 栄
中次

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 5名

会議に付した事件

(議案)

議案第10号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第11号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議案第12号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規

則の一部を改正する規則

- 議案第13号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第14号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改

正

- 議案第33号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
議案第34号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正
議案第35号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部改正
議案第36号 杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正
議案第37号 学校運営協議会を置く学校の指定について
議案第38号 平成21年度杉並区立学校の学期及び休業日について
議案第39号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

- (1) 公金支出無効確認等（住民訴訟）請求控訴事件について
- (2) 区立小・中学校校長・副校長の人事異動について（平成21年4月1日付け）
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区立井草中学校校舎改築検討協議会報告について
- (5) 下高井戸幼稚園における緊急保育室の開設について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (7) 平成20年度体力等調査結果について

目 次

議事録署名委員の指名について	7
議案審議	
議案第10号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	7
議案第11号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第12号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第13号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	9
議案第14号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	9
議案第15号 杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則	9
議案第16号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	9
議案第17号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
議案第18号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
議案第19号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第21号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第23号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
議案第24号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第25号 杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部	

	を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	13
議案第26号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部 を改正する規則・・・・・・・・	13
議案第27号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部 を改正する規則・・・・・・・・	13
議案第28号	杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・	13
議案第29号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改 正する規則・・・・・・・・	13
議案第30号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則・・・・・・・・	13
議案第31号	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する 規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	13
議案第32号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する 規程の一部改正・・・・・・・・	16
議案第33号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正・・・・・・・・	16
議案第34号	杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正・・・・・・・・	17
議案第35号	杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の 一部改正・・・・・・・・	17
議案第36号	杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正・・・・・・・・	17
議案第37号	学校運営協議会を置く学校の指定について・・・・・・・・	18
議案第38号	平成21年度杉並区立学校の学期及び休業日について・・・・・・・・	19
議案第39号	教育委員会幹部職員の任命について・・・・・・・・	30
報告事項		
(1)	公金支出無効確認等（住民訴訟）請求控訴事件について・・・・・・・・	21
(2)	区立小・中学校校長・副校長の人事異動について（平成21年4 月1日付け）・・・・・・・・	30
(3)	学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・	22
(4)	杉並区立井草中学校校舎改築検討協議会報告について・・・・・・・・	22
(5)	下高井戸幼稚園における緊急保育室の開設について・・・・・・・・	26
(6)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・	27

(7) 平成20年度体力等調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから平成21年第5回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が30件、報告が7件となっております。

日程第30、議案第39号及び日程第31、報告事項の(2)は人事に関する案件となっております。以上につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条により、会議を非公開にしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がありませんので、議案第39号及び報告事項の(2)につきましては、会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第10号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程されました議案第10号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

埋蔵文化財の保護・発掘調査等に関する区の指導・監督体制を強化するために、専門の非常勤職員を設置する必要があることから改正をするものでございます。新旧対照表をご覧ください。

指導員として、文化財保護調査担当の非常勤職員を置くものでございます。報酬は日額1万5,000円とし、月に13日程度の勤務を想定してございます。主な職務内容といたしましては、発掘調査指導、試掘調査、事前協議等を予定してございます。

最後に、施行日でございますが、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ご意見等ありませんので、議案第10号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第10号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、日程第2、議案第11号「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程されました議案第11号「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

本規則は、各学校ごとの指定通学区域を定めるものでございますが、高井戸小学校と富士見丘小学校の通学区域にまたがる街区につきまして、規定を整備する必要があることから、改正をするものでございます。それでは、こちらも新旧対照表をご覧ください。

高井戸西一丁目31番につきましては、その一部が富士見丘小学校の通学区域となっておりますが、当該地では、現在、東京都におきまして、都営住宅の建て替え事業が進められてございます。ここで、恐縮でございますが、最終ページに添付いたしました資料、指定通学区域図をご覧ください。

高井戸西一丁目アパートがございます街区の西側の部分の点線で表記した地域、この地域につきましては、富士見丘小学校の通学区域となっておりますが、ここは建て替え事業の協議の中で、都が公園として整備し、その管理を区が引き継ぐ予定となっております。そのため、現在は更地で住居表示はなく、今後この地域につきましては公園になりますので、住宅が建設されることもないため、高井戸西一丁目31番全体を高井戸小学校の通学区域とするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第11号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第3、議案第12号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 引き続きまして、議案第12号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部が改正され、本年4月1日から、幼稚園教育職員の1日の正規の勤務時間が7時間45分に短縮され、勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分から1時間とし、あわせて休憩時間を廃止することとなります。

また、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」の一部が改正され、杉並区教育委

員会が処理することとしている事務が改められるところでもございます。このことに伴いまして、規定の整備をする必要があることから、改正するものでございます。それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第2条第1項は、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき、杉並区教育委員会の権限とされている都費教員等に関わる事務の処理について、その権限を教育長に委任する規定でございますが、同条例の改正内容に合わせて、「主幹」を「主幹教諭」に改めるための改正、主任教諭の設置に伴う規定の追加等をしてございます。

また、2ページをご覧ください。

第2条第2項は、第1項以外の事務について教育長に委任する規定でございますが、第3号ロにより定められております休息時間の付与の規定を削るものでございます。また、第6号に学校教育職員、いわゆる区費教員を加えるほか、規定の整備を行ってございます。

最後に、施行日でございますが、一部の規定を除きまして、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 では、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第12号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませぬので、議案第12号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、組織改正及び分掌事務の見直しなどに伴う所要の規定整備ということで、日程第4、議案第13号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第14号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第15号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第16号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました4議案について、順次ご説明申し上げます。

議案第13号、議案第14号及び議案第16号は、学務課の分掌事務としておりました特別支援教育に関する事務、また、中央図書館の分掌事務としておりました学校図書館への支援等に関する事務を済美教育センターに移管するとともに、特別支援教育の一層の推進を図るため、また、小中学校において読書相談や調べ学習、その他、授業補助等を行うため、平成21年度から新たに配置す

る学校司書に対する研修等を行うなど、済美教育センターの機能を強化、充実するほか、本年2月に改定いたしました、「杉並区立小中学校適正配置基本方針」に基づく着実な取り組みに向けた組織体制の見直し等のため、改正をするものでございます。

なお、議案第15号は社会教育センター所長の職責について規程を整備するものでございます。

初めに、議案第13号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。こちらのほうも新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、学校適正配置担当係長は現在2名の定数となっているところでございますが、担当係長は1名とし、新たに係員を1名配置することといたします。

次に2ページをご覧ください。学務課特別支援教育担当係長は、先ほども申し上げましたが、済美教育センターに配置することとし、済美教育センターでは特別支援教育を推進するため、係員を1名増員することとしてございます。

続きまして、議案第14号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。こちらのほうも新旧対照表の2ページをご覧ください。

学校支援担当係長の分掌事務のうち、学校図書館への支援に関する事務等につきましては済美教育センターに移管するほか、一部の事務を他の担当係長の事務とし、学校支援担当係長は廃止することとしてございます。

続きまして、議案第15号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。こちらのほうも新旧対照表をご覧ください。

所長の職責といたしまして、所属職員を指揮監督することを定めてございますが、この所属職員の規定について整備をするものでございます。

続きまして、議案第16号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

学校の安全指導については、済美教育センターが中心的な役割を担っていく必要があることから、学校経営支援係の分掌事務として、学校安全指導に関することを定めてございます。また、先ほども申し上げました特別支援教育の推進に関する事務等につきまして、学務課から移管するため、特別支援教育担当係長を置き、その分掌事務を定めてございます。

次に3ページをご覧ください。こちらのほうも先ほど申し上げましたが、中央図書館から学校図書館への支援等に関する事務を移管するために、学校図書館支援担当係長を置き、その分掌事務を定めてございます。

最後に施行日でございますが、議案第13号、第14号及び第16号は平成21年4月1日、議案第15号は公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 今の第16号の説明は、3ページじゃなくて2ページですね。

庶務課長 失礼いたしました。

委員長 それは大したことではございませんが、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございましたでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第13号から議案第16号までは原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第13号から議案第16号まで原案のとおり可決いたします。

それでは、次に、幼稚園教育職員の人事・給与制度に係る所要の規定整備ということで、日程第8、議案第17号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第18号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第19号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第21号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました6議案につきましてご説明申し上げます。いずれの議案も幼稚園教育職員の人事・給与制度に関わるものでございます。

幼稚園教育職員につきましては、本年4月1日から勤務時間の短縮、休憩時間等の見直し、休憩時間の廃止等がなされることから、関連いたします規則等につきましても規定整備をする必要がございます。また、成績率制度の効果的な運用、他団体との制度均衡の観点等から勤務条件の整備を図る必要があることから、所要の改正をするものでございます。

はじめに、議案第17号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

1日の正規の勤務時間が7時間45分になることから、週休日の半日勤務の割り振り変更を行う場合の時間を4時間とする規定を第5条に2項として加えてございます。

次に、2ページをご覧ください。第12条では、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職

員につきまして、年次有給休暇の取得に必要な規定を整備するほか、様式の改正等、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第18号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。こちらのほうも新旧対照表をご覧ください。

職員が勤務をしない場合、年次有給休暇等を取得している場合等を除き、給与を減額することとしてございます。これまで、病気休暇を取得した場合には、1回について、引き続き180日までは減額しないとしてございましたが、ノーワーク・ノーペイの原則や他団体との制度の均衡を図る観点から、この期間を90日に改めるものでございます。

続きまして、議案第19号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表をこちらもご覧ください。

まず、1ページ、2ページ、3ページと、勤務時間の短縮に伴う規定整備及び文言の整理を、また、職務段階別加算の割合等を定めた別表第2につきまして、改めてございます。

続きまして、議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。こちらのほうも新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第4条の第1項は、勤勉手当の成績率制度の効果的な運用を図るため、条例には手当の支給総額に関する規定を設け、職員個人に勤勉手当を支給する場合の支給月数は規則で定めるということとしたことから、再任用職員とそれ以外の職員を第1号、第2号に分けて規定をするものでございます。

次に4ページをご覧ください。職員個人に勤勉手当を支給する場合の算定基礎となる勤勉手当の基礎額を、基準日における給料と地域手当の月額合計額とすることを定めてございます。その他に、勤務時間の短縮に伴う規定整備及び文言整理を、また職務段階別加算の割合等を含めた別表第2につきまして改めてございます。

続きまして、議案第21号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、こちらもご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

こちらのほうは、「人材確保法」の趣旨を踏まえて、東京都の小中学校の教員の概ね2分の1の額を義務教育等教員特別手当として定めてございましたが、この手当に係る国庫負担金が縮減されたことに伴いまして、特別区におきましても国庫負担金の算定率を基礎として見直しを行ったものでございます。

最後に、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

日中8時間以上、非常災害時等の緊急業務に従事した場合等に支給することとしている教育特

殊業務手当について、1日の正規の勤務時間の短縮に伴い、日中7時間45分以上従事した場合に支給することに改めるものでございます。

最後に、施行日でございますが、期末手当、勤勉手当規則の別表第2、第3の改定につきましては公布の日とし、その他の改正規定につきましては平成21年4月1日としてございます。なお、病気休職の有給期間の短縮につきましては、附則の第2項で施行日以降に承認されるものから適用すると定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 ただいま一括上程しました議案のご説明にご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 特にないようでございますので、では一括して審議いたしました議案第17号から議案第22号までは、原案のとおり可決して異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第17号から議案第22号まで原案のとおり可決いたします。

続きまして、学校教育職員の人事・給与制度に係る所要の規定整備ということで、日程第14、議案第23号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第24号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第25号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第17、議案第26号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第18、議案第27号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第19、議案第28号「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第29号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第21、議案第30号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第31号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上を一括上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました9議案につきましてご説明申し上げます。いずれも、こちらのほうは学校教育職員の人事・給与制度に関するものでございます。

小学校、中学校の教育職員給料表と特別支援学校教育職員給料表を一本化し、また、これまでの教諭の職務を分化し、主任教諭、主任養護教諭の職務の級を、級として新たに3級を設置するなど、先の第1回区議会定例会におきまして関係する条例が改正され、本年4月1日から施行さ

れるところでございます。

このことに伴いまして、関係する規則につきましても、都費教員に準じて人事・給与制度を整備する必要があることなどから、今回の改正をするものでございます。

まず、議案第23号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページの第3条でございますが、これまで副校長に適応される3級については、給料月額に加算がございましたが、この規定を廃止いたしましたので、本規則におきましても削除するものでございます。また、主任教諭の設置に伴い、教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当、これを廃止することとしたことから、規定の整備をするものでございます。

次に、議案第24号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

1ページから5ページまでの各規定は、給料表の一本化等に伴う規定の整備でございます。

6ページをご覧ください。昇格時対応号給表でございますが、昇格した場合はメリットが受けられるよう、給料表の一本化等に伴い改定された給料月額を基準に改正をするものでございます。

続きまして、議案第25号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページ及び2ページは、給料表の一本化に伴う規定の整備でございます。また、3ページの改正前の第12条では、4ページの級別資格基準表の備考の改正に伴い、これを削除するものでございます。

さらに4ページの級別資格基準表でございますが、主任教諭等の職務の級である3級に決定されるための経験年数は8年とし、主幹教諭の職務の級である4級に決定されるための経験年数はさらに2年としてございます。また、備考について、これまで管理職選考合格者は10年の経験はなくても主幹教諭の職務の級に決定することができましたが、改正後は管理職選考を受験するには3級8年、4級2年を必要とすることとなることから、備考による別段の定めを削除してございます。

続きまして、議案第26号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページの別表第1は特別支援学校に勤務する職員、2ページの別表第2は特別支援学級の授業を担当する職員、職務の特殊性に基づいて支給する調整額を定めたものでございます。給料表の一本化等に伴い、給料の月額が改定されてございますので、調整額につきましても改定をするものでございます。

続きまして、議案第27号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表の2ページをご覧ください。

改正前は特殊勤務手当として、教員特殊業務手当と教育業務連絡指導手当がございましたが、主任教諭等の設置に伴い、教育業務連絡指導手当を廃止することとしたことから、本規則におきましても、削除するものでございます。

続きまして、議案第28号「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

こちらにも給料表の一本化に伴う給料月額の変更に伴い、支給額を改定するものでございます。

続きまして、議案第29号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表のこちらは2ページをご覧ください。

まず、第11条では職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合を定めるものでございます。従来、2級の教諭につきましても経験年数によって期末手当の加算がございましたが、主任教諭等が設置されたことに伴い、主任教諭等以上の職員を加算対象とするものでございます。

次に、3ページの別表第2をご覧ください。主任教諭等の加算割合は100分の3としてございます。その他文言の整理等、規定の整備を行ってございます。

次に、議案第30号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対象表の1ページをご覧ください。

まず、第4条の第1項は、勤勉手当の成績率制度の効果的な運用を図るために、条例には手当の支給総額に関する規定を設け、職員個人に勤勉手当を支給する場合の支給月数は規則で定めることとしたことから、再任用職員とそれ以外の職員を第1号、第2号と分けて規定をするものとしたものでございます。

次に3ページをご覧ください。職員個人に勤勉手当を支給する場合の算定基礎となる勤勉手当の基礎額を基準日における給料と地域手当の月額の合計額とすることを定めてございます。

次に5ページをご覧ください。期末手当と同様、職務段階別加算の対象をこちらにも主任教諭等以上の職員とし、加算割合を100分の3とするものでございます。その他、文言の整理、改正に伴い、規定の整備を行ってございます。

続きまして、議案第31号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

こちらの1ページ、2ページは給料表の一本化に伴う規定の整備でございます。また、3ページ以降の別表に定める額は、義務教育等教員特別手当にかかわる国庫負担金が平成21年1月から給料月額の3.8%相当額から3%相当額に縮減されたことを踏まえ、支給水準の引き下げとともに

に、給料表の一本化に伴い必要となる改正を行うものでございます。

最後に、施行日でございますが、いずれの規則も平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま、一括上程しました議案についてのご説明にご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特にありませんか。それでは、議案第23号から議案第31号までは、原案のとおり可決して異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第23号から議案第31号までは原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、幼稚園教育職員の勤務時間の短縮等に伴う所要の規定整備を行うということで、日程第23、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正」、日程第24、議案第33号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、上程されました2議案について、引き続きご説明申し上げます。

これらの議案は、幼稚園教育職員の勤務時間の短縮等に伴い改正するほか、様式等の規定整備のために改正を行うものでございます。

まず、議案第32号でございますが、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正」につきましてご説明申し上げます。新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第1条の2といたしまして、再任用短時間勤務の場合の1週間の正規の勤務時間は31時間とすることを定めてございます。また、第2条では、正規の勤務時間は1週間について38時間45分とし、第3条第1項におきましては6時間を超える場合の休憩時間を1時間としてございます。

同条第2項以下では、職員の健康及び福祉を考慮して、必要があると認められるときには休憩時間を45分とすることができることを定め、その要件といたしまして、保育園に通う子がある職員から申請があり、当該職員以外に保育園へ送り届けができない場合で、職務に支障がないと認められる時とすること。そのための様式を定める等、規定の整備を行ってございます。

続きまして、議案第33号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」につきましてご説明申し上げます。

幼稚園教育職員につきましては、1日の正規の勤務時間が7時間45分に改められることに伴いまして、年次有給休暇等の休暇を分単位で管理する必要が生じることから、様式を整備する必要があります。また、都におきまして、学校職員の休暇処理に関する規定が改正されたことにより、様式が変更されたことから、規定の整備をする必要があります。こちらのほうも新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページでは、学校教育職員、幼稚園教育職員、都費教職員に適用される条例の略称規定を整理し、新旧対照表の2ページになりますが、使用する様式を定めた規定を改める等、規定の整備を行い、3ページ以降でございますが、様式を改めてございます。

最後に、施行日でございますが、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま一括上程いたしました議案のご説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、それでは、議案第32号と議案第33号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第32号と議案第33号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、職員の旅費に関する所要の規定整備ということで、日程第25、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正」、日程第26、議案第35号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部改正」、日程第27、議案第36号「杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました3議案につきましてご説明申し上げます。いずれの議案も、「杉並区職員の旅費に関する条例」の規定に基づき、旅費の支給に関して必要な事項を定めた規程でございます。

はじめに、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正」につきましてご説明を申し上げます。新旧対照表をごらんください。

近接地内の旅行につきましては、旅行先での用務が1日の勤務時間以上となる場合は、旅行雑費として200円を支給するものとしてございます。幼稚園教育職員の正規の勤務時間が短縮され

ることに伴い規定の整備をするものでございます。

次に、議案第35号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部改正」についてご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

こちらのほうは、外国旅行の旅費として支給する旅行雑費、宿泊料、食卓料などの額は職務の級に応じて計算することとなっております。指導主事は東京都の「学校職員の給与に関する条例」に規定される給料表が適用されるものでございますが、この職務の級は、「杉並区職員の給与に関する条例」に定める行政職給料表1を基準に区分することとしてございます。東京都における給料表の一本化、主任教諭の職務の級の設置等による改正に伴い、行政職給料表1に相当する改正後の教育職給料表の職務の級を定めるものでございます。

続きまして、議案第36号「杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正」につきましてご説明申し上げます。こちらのほうも新旧対照表をご覧ください。1ページです。

改正理由、改正内容は議案第35号と同様でございます。杉並区学校教育職員につきましても、給料表の一本化等による改正に伴い、行政職給料表1に該当する職務の級を定めるものでございます。

最後に、施行日でございますが、いずれの議案も平成21年4月1日としてございます。

なお、議案第35号及び36号につきましては、附則といたしまして、施行日以降に出発した旅行から適用することを定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 では、一括上程いたしました議案のご説明について、ご意見、ご質問ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ないようですので、一括上程して審議いたしました議案第34号から第36号までは原案のとおり可決してもよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第34号から議案第36号までは原案のとおり可決いたします。

それでは、次に、日程第28、議案第37号「学校運営協議会を置く学校の指定について」を上程し、審議いたします。教育改革担当部長から説明をお願いいたします。

教育改革担当部長 それでは、私から、「学校運営協議会を置く学校の指定について」、お手元にお配りしてございます議案に基づいてご説明させていただきます。

学校運営協議会を置く学校である地域運営学校は、平成17年度に小学校2校、中学校2校、合

わせて4校で導入して以来、本年1月現在で合計9校を指定しております。

杉並区学校運営協議会規則第2条第3項では、地域運営学校の指定期間は4年とし、再指定を妨げないと定めているところでございます。このため、本年1月28日の教育委員会定例会におきまして、平成17年4月に指定をし、本年3月をもって指定期間が満了となります桃井第四小学校、三谷小学校、杉森中学校、向陽中学校の4校につきまして、再指定することを内定した旨、ご報告させていただきました。

その後、東京都教育委員会との協議も終了したため、杉並区学校運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、平成21年4月1日付で、この4校を学校運営協議会を置く学校として再度指定するため、今回お諮りするものでございます。

先の報告の際に、これら4校の活動状況と評価等についても、あわせて詳細にご報告させていただいたところでございますが、各校とも地域住民、保護者の学校運営への参画が図られ、特色ある学校づくりが進展し、学校の経営力も、徐々にではございますが向上し、地域住民、保護者との信頼関係の醸成が図られているなどの成果が認められ、学校運営協議会を置く学校として再指定するにふさわしいと考えているところでございます。

なお、当該4校に委員の任期が満了となった2校を加えた合計6校の各学校運営協議会の委員につきましては、後ほど報告事項の中で改めてご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ないようですので、議案第37号は原案のとおり可決しても異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第37号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第29、議案第38号「平成21年度杉並区立学校の学期及び休業日について」を上程し、審議いたします。済美教育センター副所長から説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 私から、「平成21年度杉並区立学校の学期及び休業日について」、ご説明をさせていただきます。お手元の議案をご覧くださいと思います。

このたび、平成21年度の教育課程の受理が終了いたしました。その結果としまして、学期を変更する学校につきましては、お手元の資料の1ページ目、学期の変更についてというところでございますが、小学校1校、中学校3校となっております。いずれの学校におきましても、2学期

制で教育課程の届け出がございました。

次に、休業日の変更についてご説明を申し上げます。

次のページをお開きください。(2)ア、春季休業日の終わりの変更でございますけれども、こちらは幼稚園6園とも2日間の短縮で届け出が行われました。この理由につきましては、新年長児が、担任が変わるなど環境の変化に対応できるようにするというを主な目的としたものでございます。

続きまして、イ、夏季休業日の変更につきましては、幼稚園1園、小学校3校、中学校9校の合計13校園から届け出がございました。弾力化の主な理由は、授業日数の確保という形になっております。

次のページをお開きください。ウ、冬季休業日の変更でございます。こちらは小学校1校、中学校4校の合計5校から弾力化の届け出が行われております。

また、エ、春季休業日始まりの変更につきましても、幼稚園全園6園から2日間増加の届け出がございました。

次に、休業日の設定についてでございます。次のページをご覧ください。

秋季休業日を設定する学校につきましては、2学期制を実施する学校のうち、小学校1校、中学校2校から届け出がございました。なお、泉南中学校につきましては、10月10日から12日まで、後期が開始されるということで、休業日を設定しない形というふうになっております。

提案理由でございますが、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」に基づきまして、ご説明いたしました学期及び休業日の設定の申請に対して承認が必要であるためでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございましょうか。

安本委員 これ以外の学校は3学期制というか、足並みを揃えるということですか。

済美教育センター副所長 管理運営規則に定められた形ということですか。

安本委員 確か4期制をしいている学校がありましたが、あれはもう4期制をやめたということですか。

済美教育センター副所長 20年度まで、和田中学校が4期制をしいておりましたけれども、効果検証を行った結果、3学期制に戻すという、そういう形になりました。

安本委員 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

宮坂委員 この2学期制をもう1回検討したいというのは、これ以外にはないんですか、今のところは。

済美教育センター副所長 教育課程の届け出上はございませんでしたが、やはり2学期制の効果につきましても十分、現在の3学期制の中で検討しているというようなところもございます。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご質問もご意見もないようですので、議案第38号は原案のとおり可決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、議案第38号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第31、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「公金支出無効確認等（住民訴訟）請求控訴事件について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから、平成21年2月18日に杉並区及び杉並区長を被控訴人とした公金支出無効確認等（住民訴訟）請求控訴事件の判決言い渡しがありましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

資料をご覧ください。

まず1、件名は記載のとおりでございますが、本件は区立中学校で使用する歴史教科書の採択に関する費用の支出の無効確認、またこれに伴い、区長に対して損害賠償請求することを求めるとする住民訴訟の原判決、これは地裁判決ですが、その無効確認については却下、損害賠償請求の求めについては棄却となされたことに不服として控訴したものでございます。

次に、2、控訴の趣旨でございますが、3点ございます。

1点目としては、原判決、地裁判決を取り消す。2点目としては、歴史教科書の採択決定処分に関する違法な公金の支出、合計184万3,473円の支出が無効であることを確認する。3点目は、この支出等について杉並区長に支払いを請求せよというものでございました。

これに対しまして、3、主文でございますが、本件控訴を棄却するというものでございます。

次に4、裁判所の判断でございますけれども、無効確認請求に係る本件訴えにつきましても、その請求は公金支出に係る、いかなる行為の無効確認を求めるものであるかが特定されるものと言うことはできず、既にこの点において不適法、また各支出にかかわる支出負担行為、支出命令、または、事実行為としての支出の各行為がいずれも行政処分にあたると見る余地はなく、不適法であるから却下すべきとしてございます。

また、損害賠償請求をすることを求める請求につきましても、長の権限を委任された職員には財務会計法規上の義務に違反する点はないため、理由がないから棄却すべきものとしてございます。

以上、「公金支出無効確認等（住民訴訟）請求控訴事件について」、簡単ではございますが、ご説明申し上げました。私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましょうか。

（「なし」の声）

委員長 それでは、どうもありがとうございました。

次に、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を、教育改革担当部長からご説明をお願いいたします。

教育改革担当部長 それでは、私から、「学校運営協議会委員の任命について」、お手元の資料に基づきご報告させていただきます。

先ほど、議案のほうでご説明いたしましたが、再指定する4校、そして委員の任期が満了となる2校の合計6校の各学校運営協議会委員につきまして、杉並区学校運営協議会規則に基づきまして、お手元の資料記載のとおり任命することといたしました。

学校運営協議会委員の任期は2年とされておりますので、委嘱期間は、表のちょうど右上に記載してございますけれども、平成21年4月1日から2年間となっております。

なお、資料の裏面の下のほうをご覧ください。欄外に注記をさせていただいておりますが、これに関連しまして、表のほうの三谷小学校の伊東校長は、この3月をもって定年退職という予定になっておりますので、4月には後任の新任校長が委員となる予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございましょうか。

安本委員 向陽中学校のところで、1つお伺いします。公募の西川さんという方、学校図書スタッフというのは、これは何ですか。

教育改革担当部長 当該中学校の学校図書室の運営のボランティアのスタッフという意味でございます。

安本委員 運営のボランティアですか。

教育改革担当部長 ええ、学校運営に支援者として関わられていると。

安本委員 サポーターとは違うんですか。これは向陽中がこういう名前をつけているんですか。

教育改革担当部長 そうですね。そういう形でご理解いただければと思います。

委員長 よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「杉並区立井草中学校校舎改築検討協議会報告について」の説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配置担当課長 それでは、私のほうから、資料に基づきまして報告を申し上げます。

この井草中学校の校舎改築の検討協議会につきましては、昨年6月の教育委員会で協議会設置の報告を申し上げ、この概要版、1枚ものでございますけれども、この1番に記載したように、7月以降、8回にわたる協議会を開催して、改築に係ります基本計画案を取りまとめていただいたものでございます。

なお、検討結果につきましては、報告書本文の末尾のところに参考資料として掲載してありますので、後ほどご参照いただければと思います。

概要版のほうでご説明申し上げますと、2番の報告書の概要でございますけれども、まず(1)の改築の計画の概要として、記載のとおり、敷地面積が現況どおり約1万4,000㎡ということでございまして、ここに地上3階建て一部4階建て及び2階建ての2棟の校舎と、体育館棟ということで、延床面積約9,700㎡ほどの建物を考えているところでございます。

この規模は、現況の校舎建物が、述べ床面積で約8,900㎡ということで、若干規模が大きくなってございますので、今後、私ども実施設計の中でさらに精査してまいりたいと考えてございます。

こうした検討の前提となる基本方針につきましては、2の(2)に大きく4点掲げまして、この後、配置・平面計画を検討したというような経緯でございます。

大変恐縮なんですけど、配置・平面計画、2の(3)のところですけども、少しイメージを湧かせていただくために、大変恐縮ですけど、報告書本文の20ページをお開きいただけますでしょうか。

20ページが今回の基本計画案の配置図になってございます。周辺あるいは敷地の中の既存の樹木を生かした構成になってございまして、まず、上のほうでございまして、上が北側のほうになっています。この北側には、上井草のグラウンドがあり、その道路を隔てて、校舎棟A・Bということで、既存の樹木を生かした中庭を設えながら、建物をまず構成するというような配置になってございます。

そして、校舎棟Bの上には、3階の屋上になりますけれども、ここにプールを配置して、プール授業等の音だとか、あるいは目線というようなところを、全体的に一番いい形にしようというような構成に、配置上なっております。

それと、右側の方でございまして、敷地の東側に当たりますけれども、校舎棟のCということで、ここににつきましては2階建てで、1階部分は主に特別支援学級のスペースとして考えてございます。この校舎棟Cの2階は開放会議室、学校支援本部だとかCSの会議にも使える、そういった部屋を考えているところでございます。また、右下のところの体育館棟でございまして、ここはかまぼこ型の基本的には、一層の建物ということで考えてございます。

この20ページの全体の配置につきましては、日照や風通しなど、子どもたちにとっての教育環

境を整えるということ、これをまず第一に考え、校庭への日照条件を比較的良好な条件にすること、それと、北側を除いて、周辺は住宅街に囲まれていますので、そういった近隣への影響を考慮して、結果としては、概ね現況の配置と同様のイメージ、それに近い形というふうになってございます。

21ページ以降は各階の平面図ということでございますけれども、21ページの1階部分でございますけれども、簡単にご説明しますと、ちょうど資料の左側のほうが、先ほどの配置図で言うと校舎棟のAでございますけれども、ここの部分は主に特別教室群を、そして20ページで言えば校舎棟Bになりますけれども、ちょうど南側の校庭に面したところ、ここに普通教室群をとということで、3階建ての建物、基本的には同じような平面計画で考えてございます。

1枚めくっていただきまして、22ページでございます。ちょうど、この資料の真ん中、上のほうでございますけれども、図書室・コンピューター室でございます。この校舎棟A・Bの中心部分に当たる2階に、調べ学習の拠点となる図書室・コンピューター室を配置したということ。

それと、23ページで、ちょうど特別教室群を配置する3階部分でございますけれども、ランチルーム・多目的スペースという記載がございます。ここについては、少し細長いランチスペースと、多目的にも使えるということになっておりますけれども、現在、基本計画案の段階でございますので、来年度、実施設計を学校ともよく相談しながらやっていく中で、実際の学校側の使い勝手等も考慮しながら、スペース的な間取りのあり方等につきましては、十分精査をしてみたいと考えてございます。

23ページの右上のほうになりますけれども、これが2階建ての校舎棟C、1階が特別支援学級に当たる部分でございますが、ここの屋上は、屋上庭園あるいは屋上菜園ということで、特別支援学級の子どもたちも使いやすいような、緑化あるいは菜園スペースということで環境教育等に生かしてみたいと考えているところでございます。

図面のご説明は、時間の関係もあって、以上でございますけれども、いずれにしても、こうした全体の配置・平面計画の中で、普通教室に隣接して少人数教室を配置する、あるいは校舎棟のA・Bに、先ほど申し上げましたとおり、2階の中心部分に調べ学習の拠点を置いたこと、あるいは特別教室群のほうですが、展示あるいは教材スペースとして使うメディアスペースをそれぞれの教科ごとに配置するなど、今後の多様な教育に柔軟に対応するための工夫を凝らすとともに、これまでどおりエコスクール化にも意を用いているということでございます。

最後に、概要版の3番の今後のスケジュールのところでございますけれども、こういう形で協議会から基本計画案の提出をいただきました。これを踏まえて、21年度、詳細な実施設計を学校とも十分相談しながら進めるとともに、仮設校舎の設置を、下半期に向けて取り組んでいきたい

と考えてございます。

22年度以降の建設工事ということで、実施設計で詳細が固まった上で工事の期間等も固まってまいりますので、それを踏まえて、建設工事を22年度以降行ってまいりたいと考えてございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

委員長 何か今のことに関して、ご質問をどうぞ。

安本委員 現況とほぼ配置が同じということは、校門の位置は今の校門の位置と同じということですか。

学校適正配置担当課長 基本的な位置は同じでございます。

安本委員 わかりました。それで、全部一度に建て直すんですか。体育館も含め全て。

学校適正配置担当課長 実際には今後、実施設計の中で、2期程度に分けて、改築工事期間中の子どもたちの教育環境を考慮して、例えば、体育館部分をなるべく早くやって、工事期間中であっても、卒業式だとかそういうものに使えるような、そういう工夫を含めて、2期程度に分けることを想定しながら、今後、実施設計の中で詰めていきたいと考えてございます。

安本委員 一応、仮校舎というか、それは一応グラウンドに建てるということになるんですか。

学校適正配置担当課長 はい。

安本委員 わかりました、ありがとうございました。

委員長 ほかにございますか。これは22年度から25年度、3年程度かかるんですか。

学校適正配置担当課長 先ほど申し上げましたとおり、今後の実施設計の中で2期に分けることも含めて詳細を詰めてまいりますけれども、現段階は24年度中にすべての工事を完了するのはちょっときついかなど。場合によっては、25年度の1学期くらいにかけてきちんとやって、夏休み期間で仮設校舎から引っ越し等というようなことを想定しながら、今後、詰めてまいりたいと考えてございます。

委員長 もしも3年かかると、22年度に入学した子どもは、ずっと工事中だということになるわけですね。

学校適正配置担当課長 今、委員長から話があった、そういうこともありますので、先ほど申しましたとおり、工事を少し1期、2期に分ける中で、例えば、体育館だけでも新しい形が使えるだとか、仮設校舎の取り合いを含めて、今かなり広いグラウンド面積があるので、工事期間中であっても一定の運動スペースを確保するだとか、そういうことの詳細を詰めていきたいと考えるところでございます。

委員長 井草中はどんどん子どもが増えているんですけれども、これで大丈夫ですか。

学校適正配置担当課長 今の段階の私どもの予測推計でいきますと、現在10クラスということで、

今後も大体、10から12クラスくらいと見込んでいます。

委員長 12になりそうだとおっしゃっていましたね。

学校適正配置担当課長 そのぐらいの見込みの中で、十分そういうことを想定して対応していきたいと考えてございます。

委員長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、これは終わりにして、次に、「下高井戸幼稚園における緊急保育室の開設について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私から、「下高井戸幼稚園における緊急保育室の開設について」、ご説明申し上げます。

現在、保育課で所管しております保育園の保育需要が、非常に伸びておりまして、認可保育園の受け入れ数を増員するとか、あるいは認証保育所の設置計画を前倒しをして、受け入れ枠の拡大なども図っているところでございますが、さらに今回、来年度の4月に入所希望の方が大幅に伸びたことにより、区の施設を活用して、21年度の早い時期に区直営の保育室を区内に9カ所設置するということになってございます。そのうちの1カ所として区立の下高井戸幼稚園の空き保育室を活用した緊急保育室を開設したいという申し出がございましたので、教育委員会として協力をしてまいりたいと存じます。

参考までに、一番下でございますが、区立下高井戸幼稚園の21年度の学級編成です。新4歳児、ことしの4月に新しく入るお子さんの数ですが、17名しかいなかったということで、学級が1学級しか編制できないという状況でございます。結果的に保育室が1部屋空くということがございますので、こちらを緊急保育室に提供したいということでございます。

恐縮でございますが、2番に戻っていただきまして、(仮称)杉並区保育室の概要でございますが、記載のとおり、保育対象は1・2歳児、対象人員は15名、開所日は月曜日から土曜日までということでございまして、朝の7時半から夕方6時半まで開所いたします。また、運用開始は4月27日の月曜日からということで、運用期間は暫定1年間ということで開始したいと思います。使用保育室は1室ということで、勤務職員数は9名を予定してございます。

3番。その他でございますが、保護者説明会を3月12日に開きました。参加者は37名ということでございました。また、この保育室の貸し出しにつきましては、保育課のほうから申請を出させて、目的外利用による貸し出しといたします。改修工事でございますが、本日3月25日から4月20日ぐらいまでを予定しているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございますか。

保護者説明会に参加した37人ということは、1人のお子さんに2人ご参加だということもありまじょうが、対象人数15名ということだと、こぼれるおそれがありますね。

学務課長 これは、新たに保育園に入りたいという方が、保育園に入れたいお子さんが多数いますので、いわゆる待機児と言っておりますが、それを幼稚園の空き部屋で受け入れるということでございます。

委員長 幼稚園のほうですか。上の保育室のほうの15名というのは何ですか、そうしたら。

学務課長 これは、その空き部屋の中に区が直営の保育室を作るということで、これは保育課が運営いたします。

委員長 教育委員会ではなくて。

学務課長 そうです。その場所を教育委員会として貸すということでございます。

委員長 それで、応募者が多かったときは抽せんをするんですか。

学務課長 待機児の状況によって、お子さんを預けなければならない困難な状況、これに応じて保育課としては判定をするということでございます。この他にも8カ所作るということでございます。

委員長 この保護者説明会というのは、幼稚園の保護者に説明したということですか。

学務課長 そうです。幼稚園の保護者に対して説明いたしました。

宮坂委員 実際に運営する場合、ここで幼稚園と保育園は同時に行わないとならないわけですよね。問題はないんですよね。その保育を担当するのは保育園の先生で、幼稚園は従来の幼稚園の教諭ですよね。同じ敷地内で、この部分は幼稚園、この部分は保育園という状況は全然考えられないんですか、そういうことについては。

学務課長 この保育室については、保育士を保育課のほうから派遣するというので、部屋の中でのいわゆる保育ということに関しては全くバッティングはしないと考えております。

宮坂委員 昼間、子どもたちと一緒に遊ばせるというようなことも考えていないんですか。

学務課長 たまに園庭で遊ぶというようなことは想定されますので、そちらのほうは幼稚園と保育園で連絡を取り合っているということで、支障のないようにしていくということでございます。

委員長 これは、1・2歳児ですから、幼稚園とは年齢的には差があるわけですよね。

学務課長 違います。

委員長 ほかに何かございますか。では、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私のほうから「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一

覧」、2月分についてご報告させていただきます。

この月は、新規は合計4件でございます。恐れ入ります、1ページおめくりいただきたいと存じます。

社会教育スポーツ課の関係で新規が3件でございます。

1件目が、「特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク」、いわゆる、「座・高円寺」でございますが、そちらの管理者の方がおやりになるということで、「座・高円寺オープニング事業」、5月1日から10月11日までというものでございます。

2件目、「専修大学付属高等学校吹奏楽部」でございます。セッション杉並で、3月23日から24日に行われた定期演奏会でございます。

3件目、「TOKYO PLAY OPERA（トウキョウプレイオペラ）」。第29回定期オペラ公演でございます。これもセッション杉並で行うものでございます。6月27日でございます。

恐れ入ります、4ページをお開きください。

4件目でございます。「TOKYO区立健康学園連絡会」、「第8回児童作品フェスティバル」というもので、会場を東京都児童会館で行ったものでございます。

以上、4件が新規で承認したものでございます。

以上でございます。

委員長 それでは、ご質問、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

委員長 続きまして、「平成20年度体力等調査結果について」の説明を済美教育センター副所長からお願いいたします。

済美教育センター副所長 失礼いたします。それでは私から「平成20年度体力等調査結果について」、ご報告を申し上げたいというふうに存じます。

お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。

本調査は平成20年度の1学期中に、各学校が教育課程に位置づけた上で実施をしたものでございます。

目的は、記載のとおりですが、児童・生徒の体力や生活習慣などの把握・分析を行うことによって、指導法や施策の見直しを図るということとしております。

対象は、基本的に小学校3年生から中学校3年生でございますが、小学校1、2年生につきましては抽出校9校で実施をいたしました。

調査内容は、表記いたしましたとおり、体格、各種体力、そして生活習慣等の3領域からなっているものでございます。

調査結果の概要についてご報告する前に、1点、修正をお願いできればというふうに思います。2の(1)、ア、小学生、その次の括弧内に「上：男子、下：女子」となっておりますが、「左：男子、右：女子」でございます。大変申し訳ございませんでした。修正方お願いいたします。

本グラフでございますが、各種運動能力の結果を総合得点化いたしまして、学年別、また男女別データを示すとともに、平成17年度からの調査結果が比較できるような形で作成をいたしました。このグラフからは、小・中学校とも、発達段階に応じて運動能力が高まっている。また、加えて、多少のばらつきはございますけれども、各学年とも平成16年度から比較すると、毎年徐々に運動能力が高まっているということが明らかになっているものでございます。

この体力や運動能力の向上、これの要因は様々な因子がございまして、一概に特定することは難しいものがございますが、各学校における体育科の授業の充実、もしくは運動の日常化が進んだこと、また、私ども済美教育センターが実施しております「体力づくり教室」などの施策が一定の効果を上げたことなどが考えられると思います。

裏面をご覧ください。

各種目、学年ごと、また男女別で、区の平均値と東京都・全国の平均値とを比較したものでございます。ただし、こちらの表につきましては、生活環境等の異なりがあるため、単純に比較することは、それほど意味があるものではないというふうに存じますが、参考までにご覧いただければというふうに存じます。

二重丸は、同じか上回っているもの、黒三角は下回っているものとして記載しております。上段のア、都平均との比較でございますが、こちらでは、ほとんどの種目、学年で平均値が上回っているということが明らかになりました。しかし、全国との比較では、種目別で、反復横とび、もしくは20mシャトルラン、そしてボール投げ、また学年別、男女別では、中学2年生、3年生の男子の体力が下回っているという結果となっております。

体力運動能力の二極化が叫ばれておりますけれども、今後、センターとしましては、より詳細な分析を行いまして、課題とその背景を明らかにしていくとともに、自らの体、もしくは体力に興味関心を持って、主体的に体力を高めていけるような指導法の改善、これを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

委員長 それでは、今のご説明についてご意見、ご質問ございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ありがとうございました。

冒頭でお諮りいたしましたように、この後は、人事案件がございますので、非公開として審議

を行います。

庶務課長 これから秘密会に入りますので、次回の日程だけご報告をさせていただきます。

次回の定例会の日程でございますが、4月8日、水曜日、午後2時からということで、よろしくお願いをいたします。

日程につきましては以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、傍聴者の方は、恐れ入りますが、ご退室をお願いいたします。

(傍聴人退出)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第30、議案第39号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから議案第39号「教育委員会幹部職員の任命について」、ご説明申し上げます。資料をご覧ください。

まず、教育委員会事務局教育人事企画課長、佐藤浩。東京都教育委員会指導部指導企画課からの異動でございます。

続きまして、教育委員会事務局副参事（特命事項担当）、伴裕和。杉並区立和田中学校第二副校長兼務。杉並区立済美教育センター学校経営支援係長からの昇任でございます。

続きまして、同じく副参事（特命事項担当）、青木則昭。杉並区立天沼中学校第二副校長兼務。区民生活部文化・交流課長からの異動でございます。

続きまして、同じく副参事（特命事項担当）、神保哲也。杉並区立井草中学校第二副校長兼務。杉並区杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長からの異動でございます。

最後に、副参事（特命事項担当）、中島好招。杉並区立和泉中学校第二副校長兼務。こちらは再任用の予定でございます。

私からは以上です。よろしくお願いをいたします。

委員長 それでは、ただいまのご説明についてご意見、ご質問ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第39号は原案のとおり可決したいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第39号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次に、報告事項(2)の「区立小・中学校長・副校長の人事異動について（平成21年4月1日

付)」の説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 私のほうから、「区立小・中学校長・副校長の人事異動について（平成21年4月1日付）」、ご報告を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

小学校の校長のほうからご報告を申し上げたいと思います。表の左上をご覧ください。

小学校の校長は、12校の異動がございます。昇任4名、転任4名、再任用4名でございます。そのうち再任用は、新規が1校1名、3名が継続再任用ということでございます。その中で、ちょっとご覧いただきたいのは、19番の桃井第五小学校なんですが、転任と書いてございますが、学校は変わりません。実は寺澤校長は、桃井第五小学校が統括校長配置校ということで、都教委のほうから内定いただきまして、統括校長ということで、都教委の異動の仕方なんでしょうか、転任という一応扱いにはなっています。学校は変わってございません。ですから12校の校長の異動があるということでございます。

続きまして、右の小学校の副校長のほうをご覧ください。21校の異動がございます。全体の半分弱の異動がございます。内訳は、記載のとおりでございます。転任の14名のうち2名が行政職に異動になります。

引き続きまして、左下の中学校の校長のほうでございますが、6校の異動がございます。昇任が1校、転任が1校、再任用が4校でございます。再任用の4校のうち2校の2名は、退職に伴いまして、新規再任用でございます。残りの2校は継続2名ということでございます。

中学校の副校長のほうでございますが、4校に異動がございます。昇任が1名、転任が3名ということでございます。

続きまして、幼稚園のほうでございますが、1名が園長選考に合格しましたものですから、江東区のほうで幼稚園園長になりますので、新たに新任の教頭ということで、1名が昇任になります。詳しくは表をご覧くださいければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございますか。

（「なし」の声）

委員長 それでは、ないようですので、ありがとうございました。

では、これで報告事項の聴取を終わります。

以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれで終わります。

どうもありがとうございました。